

# 実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究

(平成28年度予算:43,496千円の内数(新規))

- 教育基本法及び学校教育法の改正を踏まえ、学習指導要領において社会参画に関する学習内容を充実
- 我が国の中・高校生は諸外国に比べ、社会や政治問題に参加すべきだという意識が低いとの調査結果
- 学んだことを自らの問題として考え、具体的に実践する力を育成する指導が不足しているとの指摘

## 類型Ⅰ

※小・中学校を対象

### 地域の抱える具体的な課題の解決に取り組む学習活動

#### (学習活動の例)

- ・フィールドワークを通じて、市街地の活性化、多文化共生環境、などの地域の課題について調べ、地域イベントの企画・運営、清掃活動を行う
- ・子供・子育て支援の現状について調べたり、子育て支援施設や公園等でのフィールドワークを行い、子供向けに劇や造形遊びを行う
- ・身近な地域の調査や歴史を学び、地域の観光資源としての魅力を整理し、発信するなど

## 類型Ⅱ

※高等学校を対象

### 社会を構成する自立した主体となるために必要となる知識をもとにした探究的な学習活動

#### (自立した主体となるために必要となる知識の例)

- ア 政治的主体となること  
政治参加、世論の形成、国際貢献 等
- イ 法的主体となること  
財政と税、社会保障、労働問題(労働関係法制を含む) 等
- ウ 経済的主体となること  
金融の働き、消費生活、職業選択 等
- エ 様々な情報を発信・受信する知的主体となること  
情報リテラシー、メディア 等

保護者、地域住民、行政機関(選挙管理委員会、税務署等)、地域企業や各種の専門性を有する学校外部の人材(弁護士、税理士、社会保険労務士、消費生活相談員等)等と連携

持続可能な社会の形成に参画する態度の育成を目指す課題解決型学習プログラムの開発

**主権者として必要な資質・能力を育む教育の推進**

# 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問(平成26年11月)の概要

## 趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
  - ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**
- ⇒
- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
  - ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、**学びの質や深まりを重視することが必要。**また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

## 審議事項の柱

- 1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等**
- 2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**
  - グローバル社会において求められる英語教育の在り方(小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化)
  - 国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方
    - ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
    - ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
    - ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
    - ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
    - ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
    - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等 など
- 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策**

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年(平成32年)から順次実施予定

## 「育成すべき資質・能力」 関連記載（本文9～11頁）

（資質・能力の要素）

○ これら三要素を議論の出発点としながら、学習する子供の視点に立ち、育成すべき資質・能力を以下のような三つの柱（以下「三つの柱」という。）で整理することが考えられる。教育課程には、発達に応じて、これら三つをそれぞれバランスよくふくらませながら、子供たちが大きく成長していけるようにする役割が期待されており、各教科等の文脈の中で身に付けていく力と、教科横断的に身に付けていく力とを相互に関連付けながら育成していく必要がある。

i) 「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」

…

ii) 「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」

…

iii) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」

…

## 「育成すべき資質・能力」 関連記載（本文12、13頁）

（変化の中に生きる社会的存在として）

- 複雑で変化の激しい社会の中では、固有の組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力が必要となる。主権を有し、今後の我が国の在り方に責任を有する国民の一人として、また、多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として、こうした力を身に付け、適切な判断・意思決定や公正な世論の形成、政治参加や社会参画、一層多様性が高まる社会における自立と共生に向けた行動を取っていくことが求められる。
- こうした観点から、平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育んでいくことや、急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、物事を多角的・多面的に吟味し見定めていく力（いわゆる「クリティカル・シンキング」）、統計的な分析に基づき判断する力、思考するために必要な知識やスキルなどを、各学 校段階を通じて体系的に育んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。（…）

（資質・能力の要との関連性）

- こうした資質・能力についても、それぞれを三つの柱に沿って整理し、下記(3)①に示す学習指導要領等の構造化の考え方の中で各教科等との関係を整理していくことが必要である。そのほか、個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。

## 「各教科・科目等の内容の見直し」 関連記載

（本文35、36、40、41頁）

### ③社会、地理歴史、公民

- （・・・）公民科は、様々な課題を捉え考察する基となる概念・理論や先哲の多様な思想を学び、それを通じて多様な文化に触れ、グローバルな社会の中で、自らが考え、選択・判断する力を鍛える教科としての意義を持つ。そうした公民科における共通必履修科目として、家庭科や情報科をはじめとする関係教科・科目等とも連携しながら、主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む科目「公共（仮称）」の設置を検討することが求められる。なお、「公共（仮称）」については、社会的・職業的な自立に向けて必要な力を育むキャリア教育の中核となる時間として位置付けることを検討する。（・・・）

### ⑩家庭、技術・家庭

- （・・・）家庭科及び家庭分野においては、生活の科学的な理解や、生活課題を解決する能力と実践的な態度を育成すること等について、更なる充実が求められるところである。次期改訂に向けては、幼児期に育まれたいろいろな人との関わりや健康な心と体等の基礎の上に、小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視するとともに、少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力や、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成等を図っていくことが求められる。